

米国における減税法の成立

はじめに

ブッシュ大統領の公約であった減税を定めた法案が米国議会で成立した。その減税規模は、2001年から10年間で総額1兆3,500億ドル（1ドル120円で換算すると約162兆円）であり、わが国の平成13年度予算における税収が約50兆円強であることと比較して、いかにその規模が大型であるかが分かる。この減税のねらいは、現在の米国の景気を維持するためのものと思われるが、この改正が、1998年財政年度以降黒字に転じた米国財政がこのまま推移するという前提に基づくものであるとすれば、その先行きに懸念がないわけではない。

1 米国減税法の概要

米国の所得税の最高税率を現行の39.6%から35%に引き下げ、最低税率を15%から10%に引き下げている。当初議会に提出された減税案では、最高税率が33%、最低税率が10%の4段階であったが、最終的には、5段階の課税所得の区分となっている。

また、2001年中に戻し税方式により特別減税が予定されており、総額300億ドル規模で行われる予定である。

今回の減税法が最も注目を集めた点は、その

減税規模の大きさもさることながら、2010年までに米国が遺産税（わが国では相続税）を全面廃止することを決定したことである。この遺産税の廃止は、段階的に控除額を引き上げて2010年までに全廃するという内容である。

わが国の相続税の税率は、最低10%から最高70%までの累進税率であり、最高税率の引下げが最近議論されている。なお、米国の現行遺産税は、18%から55%の税率構造である。

2 遺産税全廃の日本への影響

世界各国では、例えばオーストラリアのように相続税のない国はある。

米国では、既に述べたように、現行の制度としては、連邦税としての遺産税及び贈与税、州税としての遺産税（又は相続税）及び贈与税がある。

米国では、すべての相続事案は検認裁判所に申し立てことから始まり、遺言のある場合とない場合でその手続が異なるが、当該裁判所の監督の下で遺産の清算手続を行い、その過程において連邦又は州に対して遺産税等の納税申告書を提出することになる。

したがって、米国における遺産税は、被相続人の財産から債務等を控除した額を課税標準として形式上では被相続人が納税者となる。税額計算は、生前贈与の累計額を加算した金額に統

Topics of International Taxation

一税率を適用して税額を計算し、この税額から税額控除となる納付済みの贈与税等を控除して納税することになる。

また、米国は、相続財産に係る課税方式が国ごとに異なることにより生じる問題を回避するために、相続税・贈与税租税条約を多くの国と締結している。わが国は、租税条約のほとんどが所得税租税条約であるが、米国とのみ相続税・贈与税租税条約を締結している。

この米国における遺産税全廃のわが国への影響であるが、一つは、今後のわが国における税制全体の見直しへの影響である。米国における遺産税全廃の背景には、共和党の政策としての金持ち優遇という理由のみではなく、中小企業の事業承継に対して現行の遺産税が重い負担になっているという理由もある。しかし他方において、相続税は、所有する財産の価値の増加分に対して、所得税上課税されていないことから相続時に清算するという趣旨がある。

第二は、米国の遺産税全廃に伴い、わが国から米国に財産を移転して課税を逃れる動きが生じるか否かという実務的な問題である。

わが国は、平成10年4月施行の改正外為法により、国外への資金異動が緩和されている。また、税務では、このような国際的な資金異動に対処して、「内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」が平成9年末に成立して、内国税の適正な課税の確保を図っている。

さらに、平成12年度改正により、相続税の納税義務者等の特例が創設され、相続人又は受贈者のうち、日本に住所を有しないで日本国籍を

有する者で、その者又はその被相続人が相続開始前5年以内に国内に住所を有したことがある場合、国外財産にも納税義務が生じることになっている。

このような法的環境下において、わが国に財産を所有する者が米国に財産を移転したとしても、米国における遺産税課税は軽減又は課税のない状態になった場合でも、相続人が日本の相続税法上、無制限納税義務者であるときには、日本における相続税課税に影響はない。相続人が、仮に住所を国外に移転したとしても、特例納税義務者として適用される場合も生じることになる。

したがって、米国の遺産税全廃は、米国に国外財産を有する者（例えば、ハワイに不動産を所有するような場合）の相続の場合、米国における課税関係が生じることがないことから、わが国において相続税における二重課税の排除の必要性がなくなることが最も大きな影響となる。

わが国の税制度に対する影響としては、わが国の相続税の最高税率引下げ又は場合によっては相続税等の段階的縮小、廃止への議論が浮上する可能性がある。

日本大学教授

矢内 一好